

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

大 阪 市 人 事 委 員 会

委員長 西村 捷三

大阪市人事委員会規則第 2 号

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

職員の定年等に関する規則（令和 5 年大阪市人事委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
（特定管理監督職群を構成する管理監督職）		（特定管理監督職群を構成する管理監督職）	
第 7 条 条例第 8 条第 3 項に規定する 人事委員会規則で定める管理監督職 は、次の表の左欄に掲げる区分に応 じ、右欄に定める職とする。		第 7 条 [同左]	
区分	管理監督職	区分	管理監督職
学 校 の 教 育 活 動 に 関 す る 業 務 に お け る 特 定 管 理 監 督 職	校長、准校長、園長、デザイン教育研究所長、副校長、教頭、教育監、 <u>指導部長、学校教育推進担当部長、第 3 教育ブロック担当部長、第 4 教育ブロック担当部長、総合教育センター所長、指導部</u>	学 校 の 教 育 活 動 に 関 す る 業 務 に お け る 特 定 管 理 監 督 職	校長、准校長、園長、デザイン教育研究所長、副校長、教頭、教育監、 <u>指導部長、総合教育センター所長、指導部初等・中学校教育担当課長、指導部インクルーシブ教育推進担当課長、総合教育</u>

群	初等・中学校教育担当課長、指導部インクルーシブ教育推進担当課長、総合教育センター学力向上支援・調査分析担当課長、総合教育センター教育振興担当課長、総務部首席指導主事、指導部首席指導主事、指導部首席指導主事、総合教育センター首席指導主事及び教務部首席管理主事	群	センター学力向上支援・調査分析担当課長、総合教育センター教育振興担当課長、総務部首席指導主事、指導部首席指導主事、総合教育センター首席指導主事及び教務部首席管理主事
備考 表中の[]の記載は注記である。			

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。